

## 松山市生活道路整備事業評価表

番号	項目	点数	評価指標
1	地域性	10	市街化区域(居住誘導区域内)
		6	市街化区域(居住誘導区域外)
		2	市街化調整区域、都市計画区域外
2	道路幅員	10	3m未満
		6	3m以上4m未満
		2	4m以上
3	車両の交通量	10	20台/時以上
		6	8台/時以上20台/時未満
		2	8台/時以下
4	通学路指定	10	要望区間の全区間が通学路に指定
		6	要望区間の一部区間が通学路に指定
		2	通学路の指定なし
5	沿道の土地利用	10	宅地化率80%以上
		6	宅地化率30%以上80%未満
		2	宅地化率30%未満
合計点		/50 点	

・合計点が25点以上の場合は、全線改良による道路整備計画(案)を作成することとする。

・合計点が25点未満の場合は、部分改良(交差点改良、曲線部改良、待避所設置)による道路整備計画(案)を作成することとする。